

第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託

公募型プロポーザル募集要領

平成27年 6 月

第69回全国植樹祭福島県実行委員会

第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

全国植樹祭は、昭和25年以来、毎年春に国土緑化推進機構と開催地都道府県との共催により開催され、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹が行われる国土緑化運動の中心的行事である。

平成30年に開催される第69回全国植樹祭は、福島県で開催されることが内定しており、本県ではこれを森林再生の目標とするとともに、復興に向けて歩み続ける姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信するシンボル行事とすることとしている。

このため、平成27年1月に策定した第69回全国植樹祭基本構想を踏まえ、開催概要や式典計画、植樹計画、会場施設レイアウト等の基本計画の策定に関わる企画を公募型プロポーザル方式により募集し、その中から企画・提案能力のある者を選定する。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 第69回全国植樹祭基本計画策定業務
- (2) 業務の仕様等 「第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日より平成28年3月18日まで
- (4) 予 算 額 7,168,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

3 スケジュール（予定）

項 目	日 程
募集要領の公表・配布	平成27年6月10日(水)～7月3日(金)
説明会参加申込書の受付	平成27年6月10日(水)～6月15日(月)
説明会開催	平成27年6月16日(火)
参加表明書の受付	平成27年6月10日(水)～6月22日(月)
募集要領にかかる質問の受付	平成27年6月10日(水)～6月22日(月)
企画提案書の受付	平成27年6月10日(水)～7月3日(金)
企画提案書の審査	平成27年7月中旬(対象者に別途通知)
審査結果の通知・公表	平成27年7月下旬
業務委託契約の締結	平成27年8月上旬
成果品の提出	平成28年3月

4 参加資格

参加表明書及び企画提案書（以下「参加表明書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とします。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)及び(2)を構成する者のうちいずれかが満たし、さらに下記(3)から(7)までを構成する全ての者が満たしていることを要件とします。

- (1) 福島県内に本社、支社又は営業所を有する法人であること。
- (2) 過去10年間（平成17年度から平成26年度まで）に完了した同種又は類似の大会において、基本計画策定等の受託実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 参加表明書等の受付期間において福島県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書等の受付期間において会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 福島県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税を滞納していない者であること。
- (7) 法人又はその役員が次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - イ 役員に暴力団員等（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に実質的に関与していること。
 - カ 役員が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。
 - キ 法人が暴力団員等を雇用していること。
 - ク 役員が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること。

5 募集要領及び仕様書の配布

募集要領及び仕様書については、福島県農林水産部森林保全課のホームページからダウンロードして入手してください。

ホームページは、「福島県農林水産部森林保全課」で検索してください。

なお、森林保全課の窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にあたり、次のとおり説明会を開催します。

(1) 開催日時

平成27年6月16日（火）午後1時30分から午後2時まで

(2) 開催場所

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館2F市長会会議室

(3) 申込方法

プロポーザル説明会参加申込書（単独参加の場合は様式1-1、共同企業体による参加の場合は様式1-2）により、電子メールまたはファクシミリで下記(5)の申込先にお申し込みのうえ、下記(5)の申込先に送信した旨を電話にてお知らせください。口頭または電話による申込は受け付けません。

なお、参加人数は1社（1共同企業体）につき4名以内とします。

(4) 申込期限

平成27年6月15日（月）午後5時まで必着

(5) 申込先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

第69回全国植樹祭福島県実行委員会事務局

（福島県庁西庁舎6階 福島県農林水産部森林保全課内）

電話：024-521-8628、ファクシミリ：024-521-7947

電子メール：syokujusai@pref.fukushima.lg.jp

7 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加表明書等を提出してください。

(1) 提出書類

① プロポーザル参加表明書（単独参加の場合は様式2-1、共同企業体による参加の場合は様式2-2）1部

② 誓約書（様式3）1部

③ 会社概要（様式4）1部

④ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式5）1部

⑤ （共同企業体の場合のみ）共同企業体の結成に係る協定書等の写し（任意様式。案でも可。）1部

※ 共同企業体の場合、②から④までの書類については、構成企業ごとに1部提出すること。

- (2) 提出期限
平成27年6月22日（月）午後5時まで必着
- (3) 提出先
上記6の(5)と同様
- (4) 提出方法
郵送又は持参により提出してください。
なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、平成27年6月22日（月）午後5時まで必着とします。
- (5) 参加表明書等提出後の辞退
参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式6）を提出してください。

8 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式7）を提出し、回答を受けることができます。

- (1) 提出期間
平成27年6月22日（月）午後5時まで必着
- (2) 提出先
上記6の(5)と同様
- (3) 提出方法
ファクシミリまたは電子メールにより提出のうえ、上記6の(5)の申込先に送信した旨を電話にてお知らせください。口頭または電話による質問は受け付けません。
- (4) 回答方法
質問書に対する回答は、平成27年6月26日（金）午後5時までに、上記7の(1)の①に掲げる参加表明書を提出しているすべての者に電子メールで回答します。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 業務実施スケジュール（様式8）正本1部、副本14部
 - ② 業務実施体制（様式9）正本1部、副本14部
 - ③ 主任担当者等の経歴等（様式10）正本1部、副本14部
 - ④ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式5）正本1部、副本14部
 - ⑤ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式11）正本1部、副本14部
 - ⑥ 企画提案書（任意様式）正本1部、副本14部
 - ⑦ 大会概算費用見積書（任意様式）正本1部、副本14部
 - ⑧ 業務受託見積書（任意様式）正本1部、副本14部
- (2) 提出書類の記載要領
 - ① 業務実施スケジュール（様式8）

企画提案書の内容を実施した場合のスケジュール、作業工程等を記載すること。

② 業務実施体制（様式9）

配置予定の主任担当者等の氏名、分担業務等を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成団体の分担業務を記載すること。

③ 主任担当者等の経歴等（様式10）

配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。

なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

④ 過去の同種又は類似業務の経歴（様式5）

直近のものから10以内で記入すること。なお、共同企業体の場合は、構成する会社ごとに記入すること。

⑤ 主任担当者等の同種又は類似業務の実績（様式11）

配置予定者が過去に従事した同種又は類似大会の実績について記載すること。

なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。

⑥ 企画提案書（任意様式）

基本構想に基づき、次の事項に留意して作成すること。

ア 福島県の自然環境や歴史・文化等を踏まえた「福島県らしさ」がアピールできる大会とすること

イ 「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」の制定や森林環境税の導入などによりこれまで取り組んできた県民参加の森林づくり活動、東日本大震災の影響を受けた本県の現状、さらには本県の豊かな森林を未来に継承する取組の必要性や重要性を広く発信すること

ウ 東日本大震災により流失した海岸防災林の整備や放射性物質の影響を受けた森林の再生等、福島県が森林再生へ取り組んでいく姿を広く発信すること

エ 復興に力強く歩む福島県の姿と国内外からいただいた支援への感謝の気持ちを表現すること

オ 式典会場の立地条件や収容能力等を考慮した会場整備を提案すること

カ 招待者の安全性、快適性、衛生環境に配慮した会場施設とすること

キ 招待者の動線や警備等を考慮し、大会が円滑に運営される会場レイアウトとすること

ク 式典行事、植樹行事計画については、会場周辺的环境や景観を踏まえた構成とすること

ケ 行幸啓にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること

コ 福島県民をはじめ多様な主体に参加してもらう方策を提案すること

サ 招待者が「また福島県を訪れたい」と感じられるおもてなしの方策を提案すること

シ 大会開催に向け、県民の気運を醸成させる効果的な広報・宣伝に関する

る方策を提案すること

ス 多くの企業や団体が参画することが可能な協賛の方策を提案すること

セ 福島県産の木材を使用する計画とすること

ソ 物品については、可能な限り福島県内で調達する計画とすること

タ 可能な限り少ない費用で最大限の効果をもたらす計画とすること

⑦ 大会概算費用見積書（任意様式）

企画提案書に基づき大会を実施した場合の経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容はすべて見積書に記載すること。

⑧ 業務受託見積書（任意様式）

本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、明細等をできる限り明らかにすること。

※ 記載全般に関する留意事項

ア 文字サイズは12ポイント以上とする。

イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。

ウ 用紙は原則としてA4サイズ(縦)とすること。A3サイズを使用する場合には、折り込みとする。

エ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内(表紙を含む)とする。(A3サイズを使用する場合にはA4サイズ2ページとしてカウントする。)

(3) 提出期限

平成27年7月3日（金）午後5時まで必着

(4) 提出先

上記6の(5)と同様

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、郵送により提出する場合は配達記録が残る一般書留等とし、平成27年7月3日（金）午後5時まで必着とします。

10 企画提案書の審査

企画提案書の審査は、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより行います。

なお、企画提案書提出者が多数の場合、書面による事前審査を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を限定する場合があります。

(1) 日時

平成27年7月中旬（プレゼンテーション実施対象者に別途通知する）

(2) 場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者に対して別途通知します。

(3) 出席者

配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席

を認めますが、プレゼンテーションは主任担当者又は総括責任者が行ってください。

(4) 実施方法

プレゼンテーションは20分以内とし、ヒアリングを10分程度行います。

(5) その他

プロジェクター、スクリーン等の使用は認めません。

11 審査及び選定方法

プレゼンテーション後、選定者が個別の審査基準に基づき評価採点し、その点数を合計して順位を付け、最も高い合計点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

12 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立は受け付けない。

13 契約の締結

上記 11 により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むものとする。

協議が不調のときは、上記 11 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。

14 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合又は審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後において、記載された内容の変更を認めない。
また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者及び総括責任者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の担当者であるとの事務局の了解を得なければならない。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、第69回全国植樹祭福島県実行委員会に帰属し、無償で当該実行委員会に譲渡するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するもの

とする。

- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。